

1 施策の体系と骨格的プロジェクト

(1) 施策の体系

「新市建設の基本方針」に基づき、新市の一体性を高め、新市の将来像である、『人と自然、安心して暮らせる共生文化都市』の実現をめざすため、次のような施策を総合的に展開します。

基本方針		施策項目	
1	市民が安心して暮らせる福祉のまち	1-1	健康づくり
		1-2	医療
		1-3	高齢者福祉
		1-4	障がい者福祉
		1-5	児童福祉
		1-6	地域福祉
		1-7	社会保障
		1-8	福祉のまちづくり
2	安全で快適に暮らせるまち	2-1	道路網
		2-2	市街地整備
		2-3	公共交通対策
		2-4	公共下水道
		2-5	上水道
		2-6	消防・防災
		2-7	防犯・交通安全
		2-8	情報通信基盤
		2-9	住環境
3	市民だれもがいきいきと学び交流するまち	3-1	就学前教育
		3-2	義務教育
		3-3	高等学校との連携・大学など
		3-4	生涯学習
		3-5	スポーツ・レクリエーション
		3-6	地域文化
		3-7	青少年健全育成
		3-8	市民交流・国際交流
4	活力ある産業のまち	4-1	農業
		4-2	工業
		4-3	商業
		4-4	観光

基本方針		施策項目	
5	豊かな自然環境と共生するうるおいのあるまち	5-1	環境に配慮する仕組みづくり
		5-2	河川・水辺環境
		5-3	公園・緑地
		5-4	ごみ・し尿処理
		5-5	生活排水対策
		5-6	エネルギー対策
		5-7	公害防止
6	連携と協働で進めるまちづくり	6-1	市民活動の支援
		6-2	男女共同参画の推進
		6-3	人権尊重のまちづくり
		6-4	広報・広聴・相談
		6-5	効率的な行財政運営
		6-6	広域行政

(2) 骨格的プロジェクト

新市建設の推進にあたり、骨格的プロジェクトを整理します。

これらは、関連分野の施策と連携して総合的に実施することで、主要課題を達成するために大きな効果を発揮することが期待されます。

① 安心・安全まちづくりプロジェクト

○保健・福祉拠点とネットワークの形成

少子・高齢化に対応するため、既存施設の活用などを図りながら、各地区に保健・福祉拠点の形成を進めます。

また、市民の保健・福祉活動の実績と経験を活かした交流とネットワークの形成を支援します。

○防災・防犯ネットワークの形成

災害や犯罪から市民の安全を守るため、新市をカバーする防災行政無線の整備を進めるとともに、市民参加による防災組織の育成や防犯活動を支援します。

② 拠点形成・道路交通プロジェクト

○2つの新拠点の形成

新市の新たな都市軸となる筑西幹線道路沿線に、既存施設の機能を活用しながら、2つの新しい交流拠点の形成を促進します。

1つは新市の新しい文化・交流拠点であり、2つ目はスポーツ・レクリエーション交流拠点とします。

○道路交通ネットワークの形成

既存の国・県道を活かしながら、新市の環状道路網と放射道路網の形成を図ります。

環状道路網は、新市の中心市街地を迂回する『内環状線』と、各地区拠点を連絡する『外環状線』とします。

放射道路網は、東西軸となる国道50号や南北軸となる国道294号に加えて、筑西幹線道路と主要地方道筑西つくば線などを位置づけます。

- ・内環状線—都市計画道路一本松・茂田線（筑西幹線道路）の整備など
- ・外環状線—関1級—2号線・関1級—7号線の整備
 - 協104号線外の整備など
- ・放射道路—主要地方道筑西三和線関城バイパスの整備（筑西幹線道路）
 - 主要地方道筑西つくば線明野バイパスの整備
 - 倉持バイパスの整備など

また、新市における公共交通手段の利便性を確保するため、交通拠点の整備を図ります。

③ 魅力向上・活性化プロジェクト

○特産品販売拠点の形成

生産団体と連携し、新市の特産品となる梨やこだまスイカ、きゅうり、トマト、イチゴ、米などの農産物をはじめとして、これらの加工品も含めた販売拠点の形成を図ります。

○文化・学習拠点とネットワークの形成

市民の学習環境の整備を図るため、2つの図書館を拠点として図書館分館機能の整備を図ります。また、図書館と学校とのネットワークを整備し、児童生徒の学習環境の充実に努めます。

さらに、既存の文化・学習施設と連携し、史跡などの資源を活かした拠点の形成を進めます。

④ 市民・行政ネットワークプロジェクト

○市民協働型まちづくりの推進

新市のまちづくりを市民参画で進めていくため、市民協働型まちづくりに関する情報及び学習機会の提供、さらに活動支援のためのルールづくりを進めます。

○骨格的プロジェクトと整備事業

骨格的プロジェクトに該当する整備事業については、以下のとおりです。

骨格的プロジェクトと具体的事業	
1 安心・安全まちづくりプロジェクト	
○	児童福祉施設の整備（児童館・宅老所）
○	地区福祉センターの整備
○	地区交流センターの整備
○	防災行政無線の整備
2 拠点形成・道路交通プロジェクト	
○	中心市街地整備（シビックコア・南北一体化関連事業）
○	内環状線整備（一本松・茂田線（筑西幹線道路））
○	外環状線整備（関1級-2号線・関1級-7号線）
	同（協104号線）など
○	放射道路整備（倉持バイパス）
○	生活道路整備（中島西榎生線：下岡崎地区南）
	同（下1級-31号線：玉戸地区）
	同（地区拠点への進入道路など：関城地区・明野地区）など
○	公共交通対策（バスターミナル整備、新駅設置関連）
3 魅力向上・活性化プロジェクト	
○	特産品販売拠点整備（農業体験・研究・加工施設整備関連）、（物産センター整備関連）
○	文化・学習拠点整備（中学校整備関連：下館地区・明野地区・協和地区）、（図書館機能の整備及びネットワーク関連）、（文化・交流施設及び公園・緑地・広場整備関連）

2 分野別施策

▶ 1 市民が安心して暮らせる福祉のまち

【基本方向】

- すべての市民が、運動や栄養、休養など健康に配慮した生活を送れるよう支援します。
- 関係機関と連携し、救急医療や高度医療など医療体制の確保に努めます。
- 高齢者や障がい者の社会参加と自立生活への支援を進めるとともに、地域包括ケア体制づくりを推進します。
- 次世代を育成するための子育てしやすい環境づくりに努め、住民の主体的な行動を支援しながら、地域で支え合う社会づくりを進めます。
- だれもが安心して保健・医療・福祉のサービスを利用できるよう、社会保障制度の健全な運営に努めます。
- すべての人が利用しやすい公共施設の整備など福祉のまちづくりを進めます。

【施策の方針】

① 健康づくり

生涯を健康に過ごすことは全ての市民の願いであります。市民の健康づくりや各種健（検）診の拡充により、疾病予防に努めるとともに、母子保健、思春期保健、成人・老人保健などの施策の充実を図ります。

さらに、新市としての健康日本21計画を策定し、食生活の改善、休養、運動、喫煙、アルコールなどに関する生活習慣の改善など、市民の健康づくり意識の高揚と健康づくり活動の支援に努めます。

また、多様化する市民ニーズに対応し、精神保健などに対する相談体制の充実に努めます。

② 医療

安心して暮らせる社会づくりのために医療体制は欠かせません。市民が迅速かつ的確な医療を受けることができるよう、地域の医療体制の強化を図ります。

そのため、地域の医療機関及び近隣の高度医療機関との連携を強化するとともに、在宅医療・介護連携推進事業を展開し、茨城県西部メディカルセンター及び筑西診療所を支援するなど、在宅医療や救急医療体制の充実を図り、医療サービスの向上に努めます。

③ 高齢者福祉

超高齢社会を迎え、高齢者が健康で生きがいを持ち、積極的に社会参加できる地域づくりが求められています。

そのため、介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定し、在宅の高齢者が要介護状態になることを予防するための介護予防事業、健康づくり事業を推進するとともに、高齢者クラブ、シルバー人材センターなどの生きがいづくり活動を促進します。

また、高齢者の実情に合った必要なサービスが、適切に包括的に提供される体制づくりを強化します。

④ 障がい者福祉

障がいのある人もない人も地域で互いに支え合い、いきいきと生活できる社会づくりが求められています。

そのため、新市における障がい者福祉計画を策定し、障がい者の介護支援・生活支援サービスの充実を促進するとともに、雇用や外出など社会参加を図るための支援策の充実に努めます。

また、市民の障がい者への理解促進なども推進します。

さらに、平成30年に制定した「筑西市手話言語条例」に基づき、手話に対する理解と手話の普及を図ります。

⑤ 児童福祉

少子社会においては、地域社会全体で子育てを支援し、子育てに夢を持てる地域づくりが必要です。

そのため、筑西市子ども・子育て支援事業計画に基づきながら、教育・保育施設などにおける多様な保育サービスの提供及び施設整備を促進します。

また、子育てコンシェルジュや母子保健コーディネーターといった専任職員による利用者支援事業、子育て支援センターなどの持つ機能を広く地

域に開放・活用し、乳幼児の健全な育成に努めます。さらに、地域の人材を活用し、多様で個別的な子育てニーズに対応できる地域社会を目指します。

学齢期における支援策としては、放課後児童クラブの充実や子どもの遊び場の確保に努めます。さらに、思春期保健対策や次世代の親となる青少年と乳幼児がふれあう場の確保、相談体制の充実など、次世代を担う青少年の育成支援に努めます。

一方、ひとり親世帯に対しては、生活安定や自立の促進などの支援充実に努めます。

⑥ 地域福祉

福祉に対する市民ニーズが多様化・高度化するなか、迅速で柔軟な対応を進めるためには、市民が主体となり関係機関などと連携し協働しながら、地域全体で福祉活動を展開していく必要があります。

そのために新市における地域福祉計画を作成するとともに、市民主体の福祉活動の中心的担い手である社会福祉協議会の支援強化に努めます。

また、福祉に対する市民意識の高揚を図り、市内の福祉関連施設の連携強化や、市民の福祉活動の拠点となる各施設の整備を進め、新たな地域福祉活動が展開できる環境の整備に努め、ボランティアやNPOなど市民の主体的な活動を支援します。

⑦ 社会保障

介護保険制度は、要介護高齢者や介護者の生活の安定を図るうえで、重要な役割を果たしています。

そこで、新市における介護保険事業計画を策定するとともに、同計画に基づきながら、居宅サービスを提供する通所施設や施設サービスを提供する入所施設などの適正な整備を促進します。

さらには、介護保険制度についての意識啓発や情報提供などを行い、制度の円滑な利用促進を図ります。

国民健康保険は、農業者や自営業者、高齢者などにとって重要な医療保障制度です。

今後とも、健康づくりを推進し医療費の削減に努めるとともに、保険料の収納率の向上などにより、国民健康保険制度の健全な運営に努めます。

また、生活保護をはじめとした低所得者福祉は、社会保障の根幹となっています。制度の適正な運用に努めるとともに、相談機能の強化などにより対象者の自立を支援します。

⑧ 福祉のまちづくり

だれもが住みやすいまちとするため、高齢者や障がい者、乳幼児を連れた市民などを含め、すべての人が利用しやすい道路や住宅、各種公共施設を整備するなど、人にやさしい福祉のまちづくりが求められています。

新市では、公共施設などのバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者や障がい者が利用しやすい住宅の確保を図ります。

【主要事業の概要】

施策名	主要事業の概要
健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種検診・健康診査の充実 ○ 健康づくりの推進
医療	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域医療体制の充実・整備
高齢者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防事業の推進 ○ 地域包括ケア体制づくりの強化 ○ 社会参加・生きがいつくりの推進
児童福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉施設の整備 ○ 子育て支援センターの設置 ○ 放課後児童クラブの充実
地域福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合福祉センターをはじめとする指定管理施設の整備 ○ 市民主体の福祉活動の支援
社会保障	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険サービス提供基盤の整備促進
福祉のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設などにおけるバリアフリー化の推進

2 安全で快適に暮らせるまち

【基本方向】

- 広域道路網の整備を進めるとともに、新市の環状道路網や各地区拠点を連絡する道路網、生活道路網などの整備を進めます。
- 中心市街地において活力と魅力ある都市生活を支える都市機能の集積を図るとともに、地区拠点においても交通基盤整備や商業・サービス機能の立地促進、良好な住宅地の形成を図ります。
- 公共交通については、鉄道の輸送力増強、利便性向上を促進するとともに、乗合型デマンド交通システム「のり愛くん」の更なる利便性の向上や広域連携など、交通手段の充実を図ります。
- 公共下水道事業については、地域の均衡ある発展に配慮した整備を進めます。
- 上水道については、普及率の向上と経営の合理化及び水の安定供給に努めます。
- 市民の生命や財産を守り、安全で安心なまちの実現を図るため、防災体制の整備や消防力の強化、防犯対策及び交通安全対策を進めます。
- 高速通信ネットワークの機能強化の進展を活かした情報サービスの充実に努めます。
- 新市の魅力を活かした景観行政を進めるとともに、適切な公的住宅の整備・管理に努めます。

【施策の方針】

① 道路網

国道50号のバイパス、筑西幹線道路、主要地方道筑西つくば線バイパスなど、広域交通網の整備を進めます。

また、これらの広域道路網との連携、東西軸や南北軸の機能強化を活かしながら、新市の中心市街地を迂回する環状道路の形成や新市の各地区拠点を連絡する道路網の形成、中心市街地と地区拠点を連絡する道路の整備などを進めます。

さらに、新市の各交流拠点施設を連絡する道路を始め、幹線道路を補完する道路や身近な生活道路の整備を推進します。

② 市街地整備

中心市街地については、活力と魅力ある都市生活を支える商業・業務、芸術・文化、レクリエーション、情報・交流などの都市機能の集積を図るとともに、質の高い街並みや回遊性に富んだにぎわいの形成を促進します。

地区拠点については、新市役所の支所として市民の身近なサービスを提供する利便性を確保するため、幹線道路をはじめとした交通基盤の整備を図りながら、生活の利便性を支える商業・サービス機能の立地を促進するとともに、周辺環境と調和した良好な住宅地の形成を図ります。

③ 公共交通対策

鉄道については、JR水戸線や関東鉄道常総線、真岡鐵道真岡線の輸送力増強や利便性向上を促進します。

また、新市の公共・公益施設などの利用に配慮した乗合型デマンド交通システム「のり愛くん」の更なる利便性の向上や公共交通の広域連携など、交通手段の充実を図ります。

④ 公共下水道

公共下水道事業については、汚水幹線の整備を促進するとともに、地域の均衡ある発展に配慮し、認可区域の計画的な面整備を進め、供用開始区域の拡大と普及率向上に努めます。

⑤ 上水道

上水道については、安定した水の供給を図るため、老朽化した水道施設の計画的な更新及び耐震化を図ります。

また、維持管理費などのコスト削減や加入促進による収益の向上に努め、経営の健全化を図ります。

⑥ 消防・防災

市民の生命や財産を守り、安全で安心なまちの実現を図るため、防災行政無線をはじめとした予防体制、災害用品備蓄など、応急体制の充実に努めます。

また、筑西広域圏における常備消防と非常備消防（消防団・自主防災組織）の連携による消防体制の充実・強化を図るとともに、消防力の充実に

向けて、計画的に消防ポンプ車の更新、消防水利、消防施設の整備に努めます。

さらに、救急救命士の養成、救急自動車の更新や高規格救急車の導入、医療機関との連携の強化などを推進し、救急体制の一層の充実を図ります。

⑦ 防犯・交通安全

防犯灯や防犯カメラなどの防犯施設の整備を図るとともに、地域における多様な防犯活動を支援し、犯罪の未然防止に努めます。さらに、市民の防犯意識の高揚を図ります。

交通安全については、交通安全施設の整備を図るとともに、児童から高齢者に至る交通安全教育の充実を図ります。

⑧ 情報通信基盤

情報通信基盤は、IT社会に対応した生活基盤となるものです。特に、県と共同構築した高速・大容量情報通信ネットワークや民間事業者のサービスを活用し、生活文化情報などの各種情報の提供や公共施設間のネットワーク形成、さらに情報教育による人材育成を進めます。

⑨ 住環境

市街地の変化に富んだ魅力ある都市景観や屋敷林のある農村集落景観など、新市の魅力を活かした景観行政を進めます。

また、高齢者や障がい者など、だれもが安心して生活できる適切な公的住宅の整備・管理に努めます。

【主要事業の概要】

施策名	主要事業の概要
道路網	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画道路の整備(一本松・茂田線(筑西幹線道路)、中島・富士見町線など) ○ つくば市との連携軸道路の整備(倉持バイパス) ○ 生活道路の整備(新設改良、維持補修)
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ シビックコア地区整備事業 ○ 下館駅南北一体化など周辺整備 ○ 土地区画整理事業(八丁台地区、東館地区など) ○ 都市計画道路の整備

(つづき)

施策名	主要事業の概要
公共交通対策	<ul style="list-style-type: none">○ デマンド交通などの地域公共交通の充実○ バスターミナル整備○ 真岡鐵道(第三セクター)運営支援事業
公共下水道	<ul style="list-style-type: none">○ 汚水幹線の整備○ 面整備の推進○ 普及促進
上水道	<ul style="list-style-type: none">○ 水道施設の計画的な更新及び耐震化○ 老朽化した水道管の布設替え○ 未整備区域への管路整備
消防・防災	<ul style="list-style-type: none">○ 消防施設などの整備○ 防災訓練・防災啓発活動の充実
防犯・交通安全	<ul style="list-style-type: none">○ 犯罪の起こりにくい環境の整備○ 住民参加による防犯対策の推進○ 交通安全施設の整備
情報通信基盤	<ul style="list-style-type: none">○ 情報管理システムの統合○ 情報提供システムの整備○ I T 基礎技能講習
住環境	<ul style="list-style-type: none">○ 市営住宅建設事業

【国・県事業】

施策名	主要事業の概要
道路網	<ul style="list-style-type: none">○ 国道 50 号下館バイパス整備○ 国道 50 号協和バイパス整備○ 主要地方道筑西三和線整備(筑西幹線道路)○ 主要地方道筑西つくば線明野バイパス整備○ 主要地方道筑西つくば線歩道整備○ 一般県道東山田岩瀬線バイパス整備○ 一般県道赤浜上大島線歩道整備○ 都市計画道路稻荷町線整備
公共下水道	<ul style="list-style-type: none">○ 鬼怒小貝流域下水道事業○ 小貝川東部流域下水道事業

3 市民だれもがいきいきと学び交流するまち

【基本方向】

- 子どもたちが、たくましく生きる力をもった市民として成長できるよう、教育内容と教育環境の整備・充実を図ります。
- 市民一人ひとりが新市の担い手としていきいきと活動できるよう、地域の課題に対応した学習機会を提供するとともに、自主的な学習活動を支援するための学習環境の充実を図ります。
- 市民の健康づくりや連帯感の醸成に寄与するためのスポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。
- 文化財などの保存・伝承とともに、市民の自主的な文化活動を支援します。また、青少年活動の支援や、市民交流、国際交流を促進します。

【施策の方針】

① 就学前教育

公立幼稚園については、施設の老朽化や就園児の状況などを踏まえて、認定こども園との機能集約について検討します。また、民間の教育・保育施設などとの調整を図りながら、対象年齢の拡大、障がい児の受け入れ拡充などを進めます。

さらに、新入学児が円滑に学校生活に適應できるよう、地域の実情に則し、教育・保育施設などと小学校との連携を強化します。

② 義務教育

子どもたち一人ひとりが、新しい時代を切り拓き、たくましく生きる力をもった市民として成長できるよう、学校、家庭及び地域が連携し、教育内容と教育環境の充実を図ります。

教育内容については、生きる力の基盤となる確かな学力をすべての子どもたちが身につけることができるよう、ティームティーチングや子どもの理解度に配慮した教育を推進します。

また、児童・生徒や保護者が気軽に相談できるよう、カウンセラーの配置など相談体制の充実を図ります。

教育施設については、老朽化などがみられる施設があることから、計画的な整備を進めるとともに、小中一貫教育を積極的に推進し、各中学校区で施設一体型義務教育学校の設置を検討します。

さらに、学校給食については、給食センターの合理的な運営を図るとともに、地域の実状に応じた給食業務を推進します。

③ 高等学校との連携・大学など

生涯学習活動やスポーツ活動などにおいて、県立高校や特別支援学校と地域住民が連携した取り組みができるよう、関係機関との協力体制の確立を進めます。

また、新市建設の気運を活用し、専門学校・大学など高等教育機関の立地誘導を積極的に進めます。

④ 生涯学習

市民が地域に根ざした学習活動を自主的に展開できるよう、地域の課題に対応した学習機会を提供します。

また、自主的な学習活動を支援するため、図書館の充実とともに、図書館相互のネットワーク形成などを通じて、学習環境の充実を図ります。

さらに、公民館や図書館など、生涯学習関連施設の役割分担と連携を図りながら、市民への学習情報の提供の充実に努めます。

一方、平地林や丘陵地を活かした、地域独自の生涯学習活動を推進し、自然、歴史・文化、産業などと連携した個性ある生涯学習活動の発展を図ります。

⑤ スポーツ・レクリエーション

健康に関する市民の意識の高まりとともに、スポーツに対する市民ニーズが多様化してきました。新市には各地域にスポーツ活動の拠点となる施設があります。

今後とも、市民の健康づくりや連帯感の醸成に寄与するため、施設の充実と有効活用を図りながら、様々なスポーツ・レクリエーション活動の振興に努めます。

特に、拠点施設の機能強化やスポーツ施設のネットワーク化を図ります。

さらに、スポーツ団体や利用団体などの連携強化を図るとともに、指導者の育成やニュースポーツの普及、スポーツイベントの充実に努めます。

⑥ 地域文化

この地域には、陶芸や絵画及び伝統芸能の振興とともに、郷土芸能や文化財などを保存・伝承してきた実績があります。

特に、市民がこうした芸術文化活動に参加し、その担い手となってきたという経験を活かし、今後とも多くの市民が豊かな感性を磨くことができる機会を提供するため、美術館などの既存施設の活用を進めます。

また、新たな拠点的文化・交流施設の整備検討を進めるとともに、市民の自主的な文化活動を支援します。

⑦ 青少年健全育成

次代を担う青少年の健全育成は、地域社会の重要な課題となっています。

青少年が地域に親しみと愛着が持てるよう、文化・スポーツ・ボランティアなどの活動をとおして、青少年が地域のなかで活躍できる機会を提供します。また、地域の青少年健全育成団体の活動を支援するとともに、青少年の自主的な取り組みを支援します。

⑧ 市民交流・国際交流

価値観の多様化が指摘されるなかで、その多様性を互いに認め合いながら、連帯意識が持てる社会づくりを進めるため、各地域で行ってきた各種交流イベントを継続し、市民相互の交流の活性化を図ります。

また、姉妹都市交流や国際交流を促進します。

【主要事業の概要】

施策名	主要事業の概要
就学前教育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 質の高い幼児教育の充実 ○ 幼保小連携の強化
義務教育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校施設の耐震診断 ○ 小・中学校施設の整備 ○ 学校図書館と公立図書館とのネットワーク形成 ○ 情報教育の推進 ○ 学校給食センターの整備
高等学校との連携・大学など	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学など教育機関の立地誘導
生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域図書館機能の整備 ○ 地域公民館機能の充実 ○ 文化祭などの充実 ○ 文化活動支援事業
スポーツ・レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツ施設の整備 ○ スポーツイベントの開催
地域文化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 芸術・文化イベントの開催 ○ 拠点的文化交流施設などの整備 ○ 史跡の保全活用
青少年健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年団体などの活動支援
市民交流・国際交流	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種交流イベントの開催 ○ 姉妹都市交流事業 ○ 国際交流事業

4 活力ある産業のまち

【基本方向】

- 新市の多様な資源を有効に活用するとともに、「筑西市産業振興条例」に基づき、農業・商業・工業を振興して活力ある産業のまちとして発展することを目指します。
- 農業については、生産基盤の整備や農産物の付加価値化、販路の拡大、経営感覚に優れた経営体や新規就農者の育成を図ります。また、環境に配慮した持続可能な農業を推進します。
- 工業については、既存工業の振興と企業誘致、幹線道路沿線地域などへの企業の立地を促進します。
- 商業については、都市型観光事業とも連携した商店街の魅力アップを支援するとともに、新たな商業核などの立地を誘導します。
- 観光については、自然環境や歴史・文化的資源、伝統工芸品、イベントなどの多様な地域資源を有効に活用して魅力アップを推進し、交流人口の増大や消費の拡大を図ります。

【施策の方針】

① 農業

米、果樹、野菜など、田園地帯における基幹産業となっている農業の活性化を図るため、農地の荒廃を防止し、生産性の向上を図るとともに、農地の流動化を促進するための生産基盤の整備を進めます。

また、農産物の販売力を強化するため、農産物加工などによる付加価値化、広域交通体系の整備効果を活かした生産・流通体系の充実などを通じた販路の拡大を促進します。

農業後継者の育成では、関係機関と連携して、認定農業者の育成や、栽培・加工技術、流通に関する研修・交流・支援を進めます。

さらに、畜産振興対策とも連携し、有機物を有効活用した土づくりを支援するなど、自然の生態系に配慮した循環型農業を推進します。

② 工業

工業については、既存工業の振興と工業専用地域、工業地域、準工業地域などへの企業誘致を促進し、新たな産業用地の確保を図ります。

また、「つくば」との近接性や広域交通体系の整備、広域物流特区の認定などの効果を活かし、幹線道路沿線地域などにおいて、開発・研究、物流などの企業立地を促進します。さらに、産業創出支援を行う関係機関と連携し、人材や技術、研究開発に関する情報提供・交流機会の提供などの施策を試み、地域産業の活性化を図ります。

加えて、つくば明野工業団地及びつくば明野北部工業団地などの拡大整備を促進するとともに、関連する道路整備などの事業を進めます。

③ 商業

新市のにぎわいと日常生活の利便性を向上させるためには、商業環境の整備は重要な要件となります。

そのため、質の高い街並み形成や界隈性の確保といった商店街の魅力アップを支援するとともに、芸術・文化、レジャー施設などの都市型観光施設の充実や道路網の整備とも連携し、中心商店街への人の誘導を支援します。

また、広域的な交通条件の向上を踏まえ、新たな商業核などの立地を誘導します。

④ 観光

観光振興にとっては、農業や商業の振興、道路交通網の整備、地域の各種資源を活かしたまちづくりなどと連携し、効果的な誘客促進を図る取り組みが重要です。

そこで、鬼怒川・小貝川などの河川、北部丘陵地の山林や南部の平地林などの自然環境、街並みや集落・田園・筑波山を望む風景などの景観、関城跡、新治廃寺跡、新治郡衙跡、板谷波山記念館、寺社などの歴史・文化的資源、桐下駄などの伝統工芸品、さらに既存のレクリエーション施設、祭り、イベント、真岡鐵道真岡線のS L運行など多様な地域資源を有効に活用します。

そして、道の駅グランテラス筑西を拠点として、これらの資源のネットワーク化や情報発信・周遊観光の促進を図り、交流人口を増大させ、消費を拡大させていきます。

【主要事業の概要】

施策名	主要事業の概要
農業	<ul style="list-style-type: none"> ○ ほ場整備事業 ○ 農道整備事業 ○ 農産物PR事業
工業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工業団地関連道路網の整備
商業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商店街活性化事業
観光	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合物産センターなどの整備 ○ 真岡線SL運行事業 ○ 観光イベント事業

【県事業】

施策名	主要事業の概要
農業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営体育成基盤整備事業(黒子地区、大宝沼地区、松原地区、長讃地区、蓮沼地区、大川北地区、伊讚美地区、観音川北部地区、黒子北部地区) ○ 県営ほ場整備事業担い手育成型(大川南地区、谷永島地区) ○ 土地改良総合整備事業(下館中地区、布川地区、西田地区) ○ 畑地帯総合整備事業(関本地区、成井・鷺島地区) ○ 農免農道整備事業(河間西部地区) ○ ふるさと農道整備事業(下館西部・下館北部) ○ 霞ヶ浦用水農業水利事業

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

> 1

> 2

> 3

> 4

> 5

> 6

第7章

第8章



5 豊かな自然環境と共生するうるおいのあるまち

【基本方向】

- 鬼怒川や小貝川などの河川や平地林など、水と緑に囲まれた豊かな自然環境を保存・継承するとともに、活用するための施策を進めます。
- 市民の憩い・交流の場、スポーツ・レクリエーションの場として、拠点的な公園を位置づけ、その充実に努めます。
- ごみ処理については、減量化、省資源、リサイクルを推進するとともに、適正な処理を行い、循環型社会の形成に努めます。し尿処理については、筑西広域市町村圏事務組合による適正な処理を進めます。
- エネルギー対策としては、省エネルギー対策を推進するとともに、自然エネルギーの利用を促進するなど、地球温暖化防止に努めます。
- 公害防止対策としては、関係機関と連携しつつ、指導や監視体制の強化に努めます。

【施策の方針】

① 環境に配慮する仕組みづくり

新市は、鬼怒川や小貝川などの河川や北部丘陵地の山林、平地林など、水と緑に囲まれた豊かな自然環境を有しています。

これらを市民の財産として保存・継承するとともに、豊かな自然に親しみ、市民の憩いや交流、学習の場として活用するための施策を進めます。

特に、平地林は新市の独特の景観であり、人間生活と自然との接点となっています。市民が身近で気軽に自然にふれる場所として、住民参加による里山の整備・保全・活用に努めます。

また、河川の改修やほ場整備などの実施にあたっては、生態系や景観に配慮した施工を行い、安全で親しみのある環境の確保に努めるとともに、住民参加による環境保全活動を促進します。

② 河川・水辺環境

河川の防災機能の強化を促進するとともに、親水性や生態系に配慮した河川改修を進め、安全で親しみやすい河川環境を創造します。

また、親水空間となっている公園や堤防・河川敷の活用を図ります。

③ 公園・緑地

新市には、自然を活かした緑地公園や市街地に配置された都市公園、運動公園など多様な公園があります。

これら公園・緑地の中で、市民の憩い・交流の場、スポーツ・レクリエーションの場となっている公園などについて交流拠点と位置づけ、その整備・充実に努めます。

また、土地区画整理事業などに伴う都市公園の整備を進めます。

④ ごみ・し尿処理

ごみ処理は、1市3町とも参加する筑西広域市町村圏事務組合のごみ処理施設において処理を行ってきました。新市においても、一般廃棄物処理計画に基づき適正な処理に努めます。

また、循環型社会の構築のため、市民の3R※（リデュース、リユース、リサイクル）の視点に立ったエコライフ意識の高揚を図るとともに、ごみの分別収集の徹底、資源ごみの回収などの充実に努めます。

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、筑西広域市町村圏事務組合のし尿処理施設により衛生的な処理を進めます。

⑤ 生活排水対策

清潔で快適な生活と河川等公共用水域の水質保全を図るため、新市における生活排水処理計画に基づき生活排水対策を推進します。

特に、公共下水道及び農業集落排水処理施設の適切な機能保全を実施し、計画的な整備も含め、施設の効率的な維持管理に努めます。また、公共下水道事業や農業集落排水事業との整合に配慮して合併処理浄化槽の普及に努めます。

⑥ エネルギー対策

地球規模の環境保全を進めるにあたっては、石油エネルギー以外の新たなエネルギーを確保することが重要です。

エネルギー対策としては、公共施設における省エネルギー対策や公用車への低公害車の導入を推進するとともに、市民サービスとの調整を図りな

※ 3R:リデュース:(廃棄物の発生抑制)、リユース:(製品・部品の再利用)、リサイクル:(再生資源の利用)

がら、太陽光発電システムの普及啓発などの自然エネルギーの利用を促進し、地球温暖化防止対策に努めます。

⑦ 公害防止

新市には平地林や丘陵地など豊かな自然環境がある一方、これらへのごみの不法投棄も後が絶ちません。そこで、不法投棄を未然に防ぐため、警察及び県等の関係機関と連携して発見通報体制や監視指導体制の充実強化を図ります。

また、水質汚濁などの公害発生の未然防止に向け、公害防止関係法令の効果的運用や公害防止対策の充実、関係機関との連携による指導に努めます。

【主要事業の概要】

施策名	主要事業の概要
環境に配慮する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平地林・丘陵地の整備・保全・活用 ○ 森林環境の保全・整備
河川・水辺環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水辺空間整備事業 ○ 観音川フラワーロード事業
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運動公園等都市公園の整備 ○ 鬼怒緑地広場の整備
ごみ・し尿処理	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ減量化・再資源化事業 ○ 循環型システムの普及
生活排水対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業集落排水事業 ○ 合併処理浄化槽の普及
エネルギー対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 省エネルギー対策の推進 ○ 自然エネルギーの普及啓発
公害防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不法投棄防止監視体制の強化

【県事業】

施策名	主要事業の概要
河川・水辺環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 桜川及び観音川改修事業

▶ 6 連携と協働で進めるまちづくり

【基本方向】

- 市民生活の安定と安心した生活を支援するため、市民・企業・団体などとの協働したまちづくりを推進します。
- 男女共同参画社会の実現を目指し、意識の啓発や仕組みの整備など多様な施策を展開します。
- すべての市民の人権が尊重され、一人ひとりが持てる能力を十分に発揮してまちづくりに取り組む社会の構築を目指し、各種啓発活動を進めます。
- 市民サービスの公平性や生活支援を進めるため、市民への情報提供や広聴活動、相談事業を推進します。
- 市民ニーズを的確に捉え、有効なサービスを継続的に提供するため、効率的な行財政運営に努めます。

【施策の方針】

① 市民活動の支援

持続的で広がりのある地域活動の展開を目指し、市民による自主的・主体的なまちづくりを支援します。

特に、市民のまちづくりへの参画意識の啓発を図るとともに、各種の行政計画などの策定にあたっては、市民がまちづくりの担い手として意見を表明できるよう多様な形の市民参画を進めます。

また、自治会や行政区などのコミュニティリーダーの育成に努めます。

さらに、市民や民間事業者などの連携・協働により、公共施設などの整備・運営の効率化に努めます。

② 男女共同参画の推進

男女が、社会の対等な一員として、あらゆる分野に参画し、共に力を発揮していく男女共同参画社会づくりを目指します。

固定的な男女の役割分担意識の見直しへの啓発、政策・方針決定の場への女性の登用、子育て・介護などにかかわる環境の整備、女性団体の交流や情報の共有、男女共同参画を阻害する、さまざまな問題の解決に向けた相談業務などの充実に努めます。

③ 人権尊重のまちづくり

すべての市民が、性別、年齢、障がいの有無、国籍などに制約されることなく、まちづくりの担い手として活発に活動するためには、一人ひとりの人権が尊重されるまちであることが重要です。

そのため、市民や事業者、関係機関との連携を図りながら、人権に関する意識啓発を進める学習・交流機会を提供します。

④ 広報・広聴・相談

まちづくりへの市民参画を促進するためにも、市民への情報提供の充実やまちづくりに関する学習機会の提供を進めます。

また、市民が混乱なく行政サービスが利用できるよう、広報紙やホームページなどの充実、公共メディアやインターネットなどを活用した広報・広聴体制の充実に努めます。

相談業務については、法律相談や人権相談など気軽に相談できる体制の確保を図ります。

⑤ 効率的な行財政運営

市民ニーズを的確に捉え、行政サービスがより効果を発揮できるようにするための行財政改革を進めます。

特に、新市にふさわしい行政組織機構の構築や、人事管理制度の見直し、市民の満足度を高めるための行政評価制度などの導入などを推進します。

また、新市としての一体性のあるまちづくりを進めるため、新市建設計画を踏まえた新しい総合計画（基本構想・基本計画）の策定を進めます。

財政運営については、税収などの大幅な伸びが期待できないなか、自主財源の確保と経常的経費の節減に努めます。特に、自治体業務については、DX推進計画に基づき、行政手続きのオンライン化、AI・RPAの利用などの業務の合理化による人件費などの抑制や、ペーパーレス化による物件費などの削減に努めます。

⑥ 広域行政

筑西広域市町村圏事務組合などとの連携を図り、効率的な行政運営を推進します。

【主要事業の概要】

施策名	主要事業の概要
市民活動の支援	○ 市民協働型まちづくり推進事業
男女共同参画の推進	○ 男女共同参画推進事業
人権尊重のまちづくり	○ 人権に関する意識啓発の推進
広報・広聴・相談	○ 広報紙などの充実 ○ 市勢要覧の作成 ○ 広報ビデオ・情報誌作成 ○ 広聴体制の充実 ○ 相談体制の確保
効率的な行財政運営	○ 行財政改革推進事業 ○ 行政評価推進事業 ○ 公共施設の有効活用
広域行政	○ 効率的な行政運営の推進

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

1

2

3

4

5

6

第7章

第8章

